

令和4年度練馬区安全・安心協議会 会議録

日 時 令和4年12月22日(木)午前10時00分～正午
場 所 練馬区立区民・産業プラザ 研修室1
出席委員数 45名(欠席委員数8名)
傍聴者数 0名

【委員】

資料2に防犯カメラの維持管理費の補助に関連して、昨今のエネルギー料金が高騰していることを受けて、補助についての影響を伺う。

また、配布資料について、過年度のトレンドが分かるような作りをするを要望する。

【事務局(危機管理課長)】

1点目の防犯カメラの維持管理費については、電気料金高騰の動向が明らかとなっていない状況です。限られた財政状況の中での補助事業のため、今後の電気料金の動向を確認しながら検討していく課題と考えています。

2点目の資料の作りについては、今後の資料作成の参考にさせていただきます。

【事務局(危機管理室長)】

防犯カメラの維持管理費の補助金額は、1基あたりの上限がありますので、上限額に至っていない場合は、上限額まで申請できることをご助言しています。また、当該補助事業は、東京都と連携して行っている事業ですので、東京都の基準額も見定めながら検討してまいります。

【委員】

数年前にパトロール団体を立ち上げたときに、光が丘警察署にお願いして、事件発生の場所や内容を盛り込んだ、防犯マップを作成してもらい、その防犯マップに従ってパトロール活動を行い、1年後に効果を検証することで、やりがいを実感した。

パトロールは定められた時間に行うだけでは効果が薄く、ランダムに行うことで、その犯罪の時間に従って重点的にパトロールをすることが必要だ。このような活動事例を他団体にも展開していくことで、パトロール団体の意識高揚につながる。

【光が丘警察署】

日頃からのご協力に感謝いたします。様々な犯罪がある中で、皆様のパトロール活動のお陰で犯罪抑止につながっているものと考えています。

近年は、こういう時間帯に、こういう犯罪が自分の身近で起きているという情報提供をスマートフォンで積極的に発信しています。「メールけいしちょう」などでもお伝え

していますので、是非ともご活用いただければと思います。詳細については、各警察署にお問い合わせいただければと思います。引き続き、パトロールにご協力をよろしくお願ひします。

【事務局（危機管理課長）】

区でも、資料2に記載のとおり、「ねりま安全・安心情報マップ」を公開しています。アイコンをクリックすると、犯罪情報を確認できます。直近2年間分の情報を掲載しています。パソコンやスマートフォンで見えていただく形になりますが、犯罪や不審者などの発生時間について公開しておりますので、こちらをご活用ください。引き続き、地域の防犯活動を、どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】

資料2 地域防犯・防火連携組織の設立について伺う。現在、練馬区内で32の小学校が設立済とのことだが、中学校や地域との連携がうまくいっている等の事例があったら伺いたい。

【事務局（安全安心係長）】

連携がうまくいっている事例として、開進第三小学校の連携組織について挙げさせていただきます。今年度は、学校、PTAはもとより、町会、自治会の方々も一堂に会してお集まりいただき、概ね50人以上での合同パトロールを実施いたしました。

小学校の学区域によっては、規模の大小などありますが、地域の多くの方々がお集まりいただき、一丸となって活動していただいています。また、会議では、地域の方々から忌憚のない活発なご意見をいただいています。

【事務局（危機管理室長）】

学区域の広いところでは、全員で全ての区域を見ることは大変ですので、学区域内をいくつかに分割してパトロールをしているという話も伺っています。参考事例については、今後皆さんに情報提供したいと考えています。

4 意見交換

【委員】

各ATMのそばに、区と警察の共同で大きなチラシを貼って注意喚起すると効果があると思うが、いかがか。

【石神井警察署】

石神井署管内のATMにつきましては、既に取り組済でして、「携帯電話を使用しないでください」等の内容のポスターを貼っております。

【光が丘警察署】

日頃からの地域のご協力によって、未然防止につながっているところです。現状、大小様々な注意関係のポスター等を多数掲示しています。また、最近は、場所によって、音声で注意喚起する音声ポップというものを設置しているところもあり、それによって未然防止につながったケースもあります。

【練馬警察署】

練馬警察署管内においても、無人 ATM の横には必ずチラシを貼っています。また、コンビニにも ATM がありますので、その横にも貼らせていただいています。どうしても貼ることができない場所については、セーフティコーンを設置し、そこに貼ったりもしています。音声ポップが設置可能な場所については、設置して注意喚起をしています。

【事務局（危機管理室長）】

無人の ATM については、チラシやポスター、音声での注意喚起を実施しています。有人の銀行やコンビニの ATM では新しいシステムが導入されているようで、ATM で携帯電話を使用している映像が確認されると、注意喚起がされたり、携帯電話を ATM 内で使うことができないような仕組みが一部で導入され始めています。全ての ATM に設置するには、まだまだ時間がかかりますので、皆様も ATM を通話しながら操作している人を見かけましたら、一言お声かけいただき、未然防止にご協力ください。

【委員】

直近の区報を見る限り、特殊詐欺に関する掲載がなかった。区報を通じて、毎回特殊詐欺に対する注意喚起を行うことを求める。

また、特殊詐欺用のコールセンターを区、警察署等で設置し、主に高齢者に電話がかかってきたり、ハガキが届いた場合には、一旦コールセンターに照会して指示を仰ぐというような対策を行うことはできないか。

さらに、自動通話録音機の貸与の他に、発信者電話番号表示の電話機を何らかの形で貸与する、あるいは電話番号表示には、毎月 400 円電話料がかかるため、費用の支援をすることは検討できないか。

【事務局（危機管理課長）】

1 点目の区報について、区報は最も発信力がある広報媒体のため、広報部門と連携しながら力を入れていきたいと考えています。しかし、毎月毎号のように掲載するという事は紙面の都合上難しいので、その旨ご了承ください。

2 点目のコールセンターについて、実際に被害に遭われた方に関して、消費生活センターであったり、直接警察に相談していただいています。区と警察は連携、協力した特殊詐欺対策を行っていますので、その旨ご理解ください。

3 点目のナンバーディスプレイ機能付き電話機の貸与や月額補助については、番号非表示の電話に対する対策の実施は、なかなか難しいことから、警察とも連携し、効果

的な対策を引き続き検討します。

【事務局（危機管理室長）】

電話がかかってきた際、最も効果的な対策は、留守電にし、電話に出ないことが基本です。留守電に設定されていると、要件がある場合は、留守電にメッセージを残します。しかし、留守電に設定していても、電話が鳴ったらすぐに出ることが、多くの方は習慣づいています。「留守番電話にしておく」、「すぐに電話に出ない」ということについても、しっかりと周知していきます。

【委員】

電話がかかったら、一呼吸置くということが大事だ。私は、電話がかかってきた時に「私は留守番ですので、ちょっとわかりません。30分～1時間後にもう一度かけてください。」と対応すると、二度とかかってこない。一呼吸置くことによって、息子や孫に確認することもできるため、被害に遭わないと思う。ぜひ、必ず一呼吸置くということ、パンフレット等で周知するのはいかがか。

【事務局（危機管理室長）】

高齢者の方々が構成する団体やグループに向けて、各警察署と連携して、防犯講話を警察に行っていただいている。周囲の方々とのつながりもある方は、詐欺に遭いにくいと思いますが、講話に参加されない方や、詐欺に対する意識が働いていない方々への対策を、警察とも連携しながら対策してまいります。

2つ目のテーマ「巧妙化する特殊詐欺から、高齢者等が被害に遭わないようにするためには、安全・安心協議会としてどのような取組（連携）が必要か」についてご意見いただければと思います。

【委員】

電話がかかってきた時に「この電話が録音されています。」というメッセージが流れるため、すぐに電話に出ず、「待つ」ということが非常に大事だ。また、近所づきあいが非常に大切で、怪しい電話がかかってきたら、「近所の人とまず相談する」、「すぐに振り込まない」、「ATMに行かない」ということが大事だ。

【事務局（危機管理室長）】

警察に電話しづらいという方も多く、近所づきあいは非常に重要だと考えています。全国的にも、近所との関係が希薄になっているようなこともあります。ぜひ皆様からも近所の方々にもお声かけをお願いします。区としてもしっかりと特殊詐欺対策をPRしていきます。

【委員】

無人 ATM の見守りが一番大事だ。何もなく無人 ATM を見回るのもおかしいので、安全・安心協議会用の腕章を作っていただけないか

【事務局（安全安心係長）】

区の防犯パトロール団体として登録していただくと、登録人数でのポイントに応じて、腕章や防犯ベスト、誘導灯などを申請に応じて配布を行っています。詳しくは、危機管理課安全安心係宛にお問い合わせください。

【事務局（危機管理室長）】

パトロール団体用だけでなく、安全・安心協議会としての腕章等の作成についても、今後検討させていただきます。

【委員】

本日の協議会では、いくつか事例が出ているため、事例を集めて、情報を集約し発信していくことが重要だ。特殊詐欺被害の傾向を掴んで、重点的な対策を行っていくと、巧妙化する特殊詐欺に対してもっと適切な対応ができるのではないか。

【事務局（危機管理課長）】

区も警察も連携して、啓発や PR を行っているため、本日の意見を踏まえて、また違った切り口での周知、啓発に取り組んでいく。

【委員】

自動通話録音機の普及率と実際の稼働率を伺う。

【事務局（危機管理課長）】

対象世帯に貸与した割合は、1割程度になります。稼働率については、実際に全ての世帯を確認しているわけではありませんが、ほとんどの世帯で活用いただいていると認識しています。

【事務局（危機管理室長）】

設置できなかった方からは、「設置できない」と問い合わせがありますので、業者に対応をお願いしています。また電話機の種類によって、設置ができない場合もありますので、その場合は返却していただいています。そのため、配布済のほとんどの世帯で稼働していると認識しています。

【委員】

私どもは、網の目パトロールとして、警察署員、防犯協会役員、町会と連携して 14 ~ 15 か所の場所を設定して、警察署員に地域の現状を講話してもらっている。そこか

ら網の目になり、1か所あたり20~30人ずつ集まり、皆さん熱心にパトロール活動をしていただいている。

【石神井警察署】

石神井警察署管内では、犯罪数が大きく減少しているわけではないですが、こういった地道な取組の効果が少しずつ出てきていると感じています。防犯協会や町会の方々との連携については非常に重視して取り組んでおり、来年も更に強化して取り組んでいきます。

【事務局（危機管理室長）】

地域との連携については、非常に重要だと考えていますので、区も警察、町会、商店会等と連携しながら進めていきます。

【委員】

町会で防災マップを作成し、マップ上に消火器の設置場所を落とし込んだが、実際に消火器のある場所が異なっていたため、改めて確認を行い、マップを修正した。

また、避難拠点と水害時の避難所の違いを地域の方が十分に把握されていないことから、水災害時の避難所であることを分かるような掲示をして欲しい。

【事務局（危機管理課長）】

消火器の件については、確認の上、ご回答します。

また、地震と水害では、避難先が異なります。違いについては、昨年の8月の区報でお知らせしていますが、多くの方が誤解されている部分がありますので、今後わかりやすくするよう工夫をさせていただきます。

【委員】

私たちの町会では、町会だよりを月に2回発行しており、必ず詐欺や防犯のことを掲載している。町会も、私たちも頑張って防犯活動を続けている。警察も協力してくれている。

【委員】

固定電話であれば、電話機の前に「電話は5回コールを待つこと」、「お金の要求があったらすぐに振り込まない」、「近所、警察に相談する」というその3つくらいを、A4サイズ1枚のシールにして、電話の前に貼っておくことで、コストもかからず対策ができるが、いかがか。

【練馬警察署】

練馬警察署では、詐欺被害防止カードとして、固定電話にかけられるものを作成しており、当署管内の高齢者の方に配っています。実際に「お金・カードの話はサギ」と記

載しているため、電話をとる前に見ていただくことで、詐欺ではないかという気づきにつながり、という対策をとっています。

配布は、街頭キャンペーンでの配布、巡回連絡の配布があり、併せて留守番電話の設定も普及・啓発を行っています。

【委員】

注意喚起行っても被害が起きている。様々なケースがあるため、皆さんで話合うことでより良い形にしたいと思っています。

【委員】

様々な対策を行っているにも関わらず、詐欺被害が起きているということは、少し分析が足りないのではないのか。詳しく分析しなければ具体的な対策はとれない。ターゲットを絞り、対策をとることが非常に重要だ。警察は、もう少し分析をした上で、対策をたてて欲しい。

【事務局（危機管理室長）】

各警察とも連携しながら対応していきます。

5 その他

（委員委嘱期間についての提案）

【事務局（危機管理室長）】

本協議会委員の任期は、「練馬区民の安全と安心を推進する条例施行規則」第5条第1項の規定に基づき、1年としていますが、今後、更に活発な意見交換を行い、連携した取組みを継続性のあるものとするため、本協議会委員の任期を2年もしくは3年に延ばすことをご提案させていただきますが、いかがでしょうか。

（提案事項に関する承認）

上記提案について、承認いただいた。